

令和3年

第2回2月定例教育委員会議事録

令和3年2月24日

大野城市教育委員会

次 第

- 1 招集日時
○招集日 令和3年2月24日
○開会時間 午前10時00分
○閉会時間 午前11時00分
- 2 招集の場所 大野城市役所 本館4階 全員協議会室
- 3 会議次第
 - (1) 議事録署名委員
令和3年第1回議事録の署名委員 梶原 千春 委員
今回議事録の署名委員 高木 和敏 委員
 - (2) 議事
第2号 令和3年度学校医、学校歯科医、学校薬剤師の委嘱について
第3号 令和3年度健康管理医の選任について
第4号 令和3年度産業医の選任について
第5号 大野城市学校処務規程の一部を改正する規程の制定について
第6号 大野城市小中学校管理規則の一部を改正する規則の制定について
第7号 大野城市立学校の共同学校事務室の運営等に関する規程の制定について
 - (3) 教育長報告 なし
 - (4) 報告
①「大野城市青少年の居場所 ユープレ」の概要について
②令和2年度卒業証書授与式の開催方法について
 - (5) その他
①教育長の業務報告（1月～2月分）
②令和2年度卒業証書授与式のご案内
④教育委員会の主な行事・業務の予定（3月分）
- 4 出席した委員等 吉富 修（教育長） 高木 和敏 梶原 千春 松本 民仁
高野 英機 山口 典子
- 5 欠席した委員 なし
- 6 出席した職員 教 育 部 長 日野 和弘
教 育 政 策 課 長 橋元 啓樹
教 育 振 興 課 長 千葉 太
教 育 指 導 室 長 梶 幸男
こども未来課長 緒方 一幹
こども未来課係長 山崎 克博
教育政策課係長 葉山 賀瑞江
教育政策課担当 大楠 和美
- 7 会議の書記 教育政策課担当 大楠 和美

午前10時00分 開会

○吉富教育長

ただいまより令和3年2月定例教育委員会を開会いたします。

傍聴の申出はありません。

○吉富教育長

今回の会議につきましても、前回と同様、出席者を最小限にするという目的のために、議案等の説明がないスポーツ課神崎課長、それからふるさと文化財課石木課長につきましては出席を見合わせております。あらかじめ御了承お願いいたします。

〔会議録承認〕

○吉富教育長

それでは、進めさせていただきます。議事録の承認です。

前回の1月定例会にて梶原委員さんをお願いしておりましたので、署名をお願いいたします。

今回の議事録の署名につきましては、次回の委員会において高木委員さんをお願いいたします。

○高木委員

はい。

〔議 事〕

○吉富教育長

それでは議事に入りますが、久しぶりに学校の臨時休業、学年閉鎖がない状態で今日を迎えております。緊急事態宣言の解除をあまり急がないでいただきたいという気持ちでございます。このまま子どもたちの健康状態をしっかりと見守ってまいりたいと思います。

〔第2号議案 令和3年度学校医、学校歯科医、学校薬剤師の委嘱について〕

○吉富教育長

それでは、第2号議案、令和3年度学校医、学校歯科医、学校薬剤師の委嘱について、橋元教育政策課長、説明をお願いいたします。

○橋元教育政策課長

それでは、私から第2号議案、令和3年度学校医、学校歯科医、学校薬剤師の委嘱について御説明をさせていただきます。

1 ページを御覧ください。

学校医、学校歯科医、学校薬剤師の委嘱につきましては、学校保健法第23条に基づき、小中学校における学校医、学校歯科医、学校薬剤師を委嘱するものということになっております。

2 ページから4 ページを御覧ください。各小中学校の内科医、眼科医、耳鼻咽喉科医、歯科医をそれぞれ記載しております。

なお、内科医が2名記載されている小中学校につきましては、児童・生徒数が501人以上在籍しておりますことから、2名委嘱しているところでございます。

最後に、委嘱期間につきましては4 ページの一番最後に記載しているとおり、令和3年4月1日から令和4年3月31日までとなっております。

説明は以上です。よろしくをお願いいたします。

○吉富教育長

ただいまの説明について質問はございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○吉富教育長

ありがとうございます。

これより採決に入ります。

第2号議案について、承認することに異議はありますか。

〔「異議なし」の声あり〕

○吉富教育長

異議なしですので、第2号議案は承認すべきものと決めます。

[第3号議案 令和3年度健康管理医の選任について]

[第4号議案 令和3年度産業医の選任について]

○吉富教育長

続けます。

次の第3号議案と第4号議案につきましては関連がありますので、一括して審議をお願いしたいと思います。よろしいでしょうか。

[「異議なし」の声あり]

○吉富教育長

それでは、第3号議案、令和3年度健康管理医の選任について、第4号議案、令和3年度産業医の選任について、橋元教育政策課長、説明をお願いいたします。

○橋元教育政策課長

それでは、第3号議案と第4号議案につきまして一括して御説明をさせていただきます。順番が前後いたしますが、第4号議案から説明をさせていただきたいと思えます。

7ページをお願いいたします。

令和3年度の産業医の選任でございます。労働安全衛生法第13条の規定に基づき、中学校における産業医を選任するものとなっております。

産業医は、学校に限らず、事業所等でも職員が50名以上いるところには産業医を置かなければならないと法に定められていることに基づきまして、設置をしているものでございます。

8ページに書いておりますとおり教職員が50人以上いる学校は、平野中学校が該当いたしますので、平野中学校に産業医として松隈先生を委嘱させていただきたいと考えております。

委嘱期間につきましては、令和3年4月1日から令和4年3月31日までとなっております。

戻りまして、第3号議案の御説明をさせていただきたいと思っております。

第3号議案は、令和3年度の健康管理医の選任です。先ほど第4号議案で申し上げたとおり、産業医の設置は従業員50人以上の事業所が対象となっており、平野中学校に設置することになるのですが、それ以外の学校につきましては、大野城市立学校健康管理医設置要綱第3条の規定に基づき、小中学校における健康管理医を選任するということになっております。

6ページを御覧ください。

平野中学校以外の小中学校14校に対して、原先生を健康管理医として選任をさせていただきたいと考えております。

委嘱期間につきましては、産業医と同様、令和3年4月1日から令和4年3月31日までということにしております。

説明は以上です。

○吉富教育長

ただいまの説明について質問はございませんか。

[「なし」の声あり]

○吉富教育長

これより採決に入ります。

第3号議案及び第4号議案について承認することに異議はありませんか。

[「異議なし」の声あり]

○吉富教育長

異議なしですので、第3号議案及び第4号議案は承認すべきものと決めます。

[第5号議案 大野城市立学校処務規程の一部を改正する規程の制定について]

○吉富教育長

続けます。

第5号議案、大野城市立学校処務規程の一部を改正する規程の制定について、千葉教育振興課長、説明をお願いいたします。

○千葉教育振興課長

第5号議案、大野城市立学校処務規程の一部を改正する規程の制定について御説明をいたします。

9ページをお願いいたします。

本議案は、学校処務規程の本則内の様式の名称を改めるものです。

10ページを御覧ください。

第10条中の左側、改正前の起案用紙（様式第4号）を、右の改正後、起案用紙（様式第3号）に改めます。これは、平成29年度の学校教育関連規則等の一部改正に伴い、学校処務規定の様式第3号を廃止し、様式第4号を様式第3号に繰り上げた経緯があります。その際、第10条の本文を改正すべきところを改正漏れが判明しましたので、今回改正を行うものです。

以上です。

○吉富教育長

説明について質問はございませんか。

[「なし」の声あり]

○吉富教育長

それでは、これより採決に入ります。

第5号議案について、承認することに異議はありますか。

[「異議なし」の声あり]

○吉富教育長

異議なしですので、第5号議案は承認すべきものと決めます。

〔第6号議案 大野城市立小中学校管理規則の一部を改正する規則の制定について〕

〔第7号議案 大野城市立学校の共同学校事務室の運営等に関する規程の制定について〕

○吉富教育長

続いて、第6号議案と第7号議案、こちらも関連がありますので一括して審議をお願いしたいと思います。よろしいでしょうか。

〔「異議なし」の声あり〕

○吉富教育長

それでは、第6号議案、大野城市立小中学校管理規則の一部を改正する規則の制定について及び第7号議案、大野城市立学校の共同学校事務室の運営等に関する規程の制定について、教育振興課長、説明をお願いいたします。

○千葉教育振興課長

第6号議案と第7号議案は、小中学校に配属されております県職員の学校事務職員が事務を共同処理するための共同学校事務室の設置に係る議案となります。

最初に趣旨を説明させていただきます。

22ページを御覧ください。

一番上になりますが、文部科学省は学校事務職員の負担軽減のため、平成29年に地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正し、教育委員会が学校事務の共同処理を行うことができる共同学校事務室を設置できる旨を定めました。

本市におきましては、平成21年度に制定した大野城市立学校の事務の共同実施に関する規程に基づき、学校事務の効率化等を図り、学校事務職員の事務負担の軽減に努めてきました。

しかし、この取組においては権限責任や対象事務の範囲の不明瞭さ等の課題が生じておりました。このため先述の法に基づく共同学校事務室を設置し、学校事務の共同処理に係る権限、責任及び対象業務の範囲を明確にし、市内の全小中学校の事務処理のさらなる効率化、事務処理体制の強化を図るものです。

まず、第6号議案、大野城市立小中学校管理規則の一部を改正する規則の制定について御説明をします。

戻りまして、20ページをお願いいたします。

本議案は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第47条の4、第1項に基づき、共同学校事務室を設置することに伴い、所要の改正を行うものです。

21ページを御覧ください。

大野城市立小中学校管理規則の第22条について、表の左側の改正前の内容を右側の改正後の内容へ記載のとおり改正するものです。

改正の内容ですが、21ページを御覧ください。

中段、3、概要の(1)に記載しております。一つ目が、学校事務の共同実施から共同学校事務室の設置への変更です。二つ目が、共同処理を行う事務の具体的内容及び範囲の規定となります。

続きまして、第7号議案、大野城市立学校の共同学校事務室の運営等に関する規程の制定について御説明いたします。

38ページを御覧ください。

本議案は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第47条の4第1項に基づき設置する共同学校事務室に関し、必要な事項を定めるほか、現行の大野城市立学校の事務の共同実施に関する規程を廃止するものです。

制定する規程については、39ページから41ページに記載しております。

概要ですが、戻りまして22ページを御覧ください。3、概要の(2)に記載しております。

順番に、第3条にて組織、第5条にて所掌事務、第6条にて専決事項、第7条にて共同学校事務室運営協議会、第8条にて共同学校事務室連絡会議、附則第2項にて本規程の制定に伴う既存の大野城市立学校の事務の共同実施に関する規程の廃止が主な内容となっております。

説明は以上で終わります。

○吉富教育長

説明が終わりましたが、質問はございませんか。

高野委員、お願いいたします。

○高野委員

これはいつから施行されるんですか。予定は。

○吉富教育長

千葉課長、お願いいたします。

○千葉教育振興課長

第7号議案の41ページの中段で、少し下に施行期日を記載させていただいております。この規程は令和3年3月1日から施行することとしております。

○高野委員

見落としてました。

○吉富教育長

よろしいでしょうか、委員。

○高野委員

はい。

もう一つよろしいですか。

○吉富教育長

どうぞ。

○高野委員

この共同学校事務室を設置される拠点校というのはどこを想定されているのでしょうか。

○吉富教育長

千葉課長、お願いいたします。

○千葉教育振興課長

今回、設置校につきましては1校ということで、この共同学校事務室の設置について一緒に考えてまいりました主幹の事務官が大野中学校に配属されておりますので、令和3年3月1日からは大野中学校にこの共同学校事務室を設置したいと考えており

ます。

また、4月以降につきましては、事務官の人事異動等もございますので、その状況によって考えてまいりたいと考えております。

○吉富教育長

高野委員、いいですか。

○高野委員

はい。

○吉富教育長

御存じかもしれませんが、事務職員につきましては、若年者から主事、主任主事、事務主査、企画主査、そして主幹という職名です。現在、大野城市には主幹が3人おり、そのうちの1人が大野中学校の入江事務官です。当面ここに共同事務室を置くということでございます。そうですね。

○千葉教育振興課長

はい。

○吉富教育長

ほかにお尋ねはありませんでしょうか。

〔「なし」の声あり〕

○吉富教育長

それでは、これより採決に入らせていただきます。

第6号議案及び第7号議案について承認することに異議はありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○吉富教育長

異議なしですので、第6号議案及び第7号議案は承認すべきものと決めます。ありがとうございました。

〔教育長報告〕

○吉富教育長

続けます。4番、教育長報告です。今回は報告すべき事項はありません。

〔報 告〕

○吉富教育長

進めます。5、報告（1）「大野城市青少年の居場所 ユープレ」の概要について、こども未来課長、説明お願いいたします。

○緒方こども未来課長

それでは、2月1日にオープンいたしました青少年の居場所「ユープレ」の御報告をいたします。A4両面で青い字で「ユープレ」と書いてあるチラシがお手元にあると思いますので、それに沿って御報告いたします。裏に「ユープレ」の概要を書いております。

設置の経緯ですが、昨今ネット化や少子化、核家族化などにおいて、身近な友達や地域と関わる機会や場所が減少してきております。大野城市では平成20年からそのことについて研究してきておりました。そして、平成30年にアンケートを取ったところ、若者のニーズが高まってきたことから、旧下筒井公民館での設置に至ったところです。

愛称は、一般公募によりYOUTH PLACEを略した「ユープレ」に決定しております。

施設の概要については、担当の係長の山崎のほうから御説明をいたします。

○山崎こども未来課係長

施設の概要について、私から説明させていただきます。

まず場所は、先ほど課長が申しあげました旧下筒井公民館、筒井2丁目2番2号ということになります。

開所時間につきましては、平日が午後1時から9時、土日祝日、あるいは春休みと

夏休み等の学校の長期休暇期間は午前10時から午後6時までということになっております。ただし、現在、緊急事態宣言発出中でありますので、平日は利用時間は午後8時までということで短縮をさせていただいております。

この「ユープレ」の休所日は、年末年始の12月25日から1月3日までの期間とさせていただきます。

施設の中の主な部屋につきましては、2階にフリースペース、自由に好きなことをして過ごせる場所があります。あと、同じく2階に学習室と調理室があります。調理室につきましては、現在、コロナの感染防止のために使用を禁止しているところがございます。

それから、1階には多目的室が大小合わせて三つございます。多目的室は、4月から中学生のこことばの教室としての利用を予定しているところがございます。表のチラシに写真を入れて、部屋の様子を御紹介させていただいているところです。

スタッフにつきましては、市の再任用職員の所長が1名と会計年度任用職員が2名という体制で行っております。それにプラスして、市こども未来課のこども育成事業担当もこちらのほうに移転をしまして、スタッフをサポートしながら一緒に運営を行っているところがございます。

利用者につきましては、初めて利用するとき、お名前と連絡先等を申請書に書いていただき、登録証を発行させていただきます。次回からはその登録証を持参し、登録証に載っているQRコードを専用の機械に読み取らせれば、入館時間、退出時間が記録されるようになっていきます。

青少年の居場所につきましては、資料の一番下に書いてありますように、三つの柱をコンセプトとしております。

「癒し」として安らぎを感じることができる場所、「集い」として仲間や大人との関係づくりができる場所、「学び」として自分の可能性を知ることができる場所を目指して、これから運営していきたいと思っております。

来月の総合教育会議でも2月の利用状況や、先ほど申しあげましたこことばの教室等の連携などについて改めて御報告させていただきたいと思っております。

ちなみに、昨日までの利用状況につきましては、登録者が82名、利用者が延べ159名ということになっております。

以上でございます。

○吉富教育長

説明が終わりましたが、どうぞお尋ねください。どうぞ、松本委員、お願いいたします。

○松本委員

今までコミュニティセンターに同じような活動場所があったと思いますが、これはなくなるのでしょうか。

○吉富教育長

説明お願いいたします。

○緒方こども未来課長

もともとの青少年の居場所をつくった背景には、コミュニティセンターで中学生以上が勉強したり、おしゃべりをしたり、イオンなどの商業施設で勉強したりなどで、中学生の居場所がちょっと少ないのではないかというところから話が始まりました。今のところは1か所ですが、今後、利用者のニーズなどをいろいろ研究しながら、これからの拡大については考えていきたいと思います。

○松本委員

はい。分かりました。

○吉富教育長

いいでしょうか。ほかにありましたら、どうぞ。

山口委員、お願いいたします。

○山口委員

質問なんですけれども、先ほど申請書とありましたが、対象は大野城市民のみなんですか。

○吉富教育長

お願いいたします。

○緒方こども未来課長

大野城市民だけではなくて、近隣市の中学生、高校生も使用できるようにしています。実際に福岡市の中学生、高校生も利用をしてもらっているような状況です。

○吉富教育長

いいですか。

○山口委員

はい。

○吉富教育長

ほかに何かありましたらどうぞ。はい、どうぞ。梶原委員、お願いいたします。

○梶原委員

中学生から29歳までの若者ということで、成人、大人も一緒にいるということですよ。ね。「目的は関係なく誰でも利用できます」と書いてあるんですけど、大人の方が中学生に与える影響として、悪いというか、心配しないといけないような誘いがあったりなど、そういうのはきちんと見守れるような体制になるのか。ちょっと心配だなと思うのですが、スタッフが何人いらっしゃるんですか。

○吉富教育長

説明をお願いいたします。

○緒方こども未来課長

スタッフは3人おまして、常時2名が見守りを行うようになっています。そのスタッフも、例えば教員の資格を持っている方だとか、今まで子ども会やその他団体での活動実績がある方をスタッフを雇用していますので、安心して両者が使っていただけるように見守りはできると思っております。

○吉富教育長

安心されましたか。どうぞ。

○梶原委員

例えば、お部屋を借りられたときにのぞけるといふか、そのお話を少し聞けるようなオープンスペースにされるのですか。中学生と大人の方が一緒になるというのが気になります。閉め切った部屋は使わないようにできるかどうかというのが、保護者としては心配だと思います。

○吉富教育長

どうぞ。山崎係長。

○山崎こども未来課係長

まず、2階のフリースペースについては、ドアは常時開放して、そこに常にスタッフがおります。その隣に学習室があるんですけども、学習室にはドアがありませんので、開放された場所となります。あと調理室につきましても、フリースペースとの壁際にカウンターといいますか、のぞき込めるところもありますし、入り口のドアにガラスがありますので、密室にはならないような状況になっています。

1階の多目的室は、先ほどありましたように、平日の昼間はことばの教室が使用されるということなので、ことばの教室には、我々も入らないようにしようと思っています。それが終わった後の時間や休みどきは会議などでも使用できるようにしたいのですが、鍵はかからないようにしています。当然、スタッフが見回りにくるということをお了解いただいた上での使用になるかなと思いますので、スタッフが目の届かないような場所をつくらないように進めていきたいと思っています。

○吉富教育長

いいですか。

○梶原委員

お願いします。

○吉富教育長

いわゆる、たむろする場所とか、たまり場ということにならないようにというお気持ちからだろうと思います。ほかに御確認ございますか。はい、どうぞ。

○山口委員

利用方法とは別の質問で申し訳ないんですけども、調理室については今は使用できないんですが、利用できるようになったときに、予約をして使うとか、グループで使うとかいう形ではないのですか。

○吉富教育長

どうぞ。山崎係長、お願いいたします。

○山崎こども未来課係長

施設自体で予約を取るというのはまだ考えていません。ただ、需要が重なりあっていたり、多くなってくる場合は、利用者同士でルール決めをしてほしいと管理者としては思っているところです。

電子レンジなどは置いてありますので、簡単な調理や、お昼御飯を温めたり、そういったことでは使っていただきたいなと思っております。料理をする仲間同士でイベントを考えたりなど、今後できていけば良いなと思っておりますので、利用者同士でうまくルールを決めていただければと管理する側では考えています。

○吉富教育長

いいですか。ほかにございますか。

○松本委員

一ついいですか。

○吉富教育長

どうぞ、松本委員、お願いいたします。

○松本委員

利用時間が午後9時までにはなっているんですけど、例えば帰るときに迎えなどは保護者がやっていますか。帰るときの時間が遅くなったら家族が迎えに来ているんですか。

○吉富教育長

お願いいたします。

○山崎こども未来課係長

御家族の方が迎えに来られているケースは少ないです。今、午後8時までの利用で時間を制限しているんですけども、自転車に乗っている利用者も多いので、自転車での行動範囲から来るほうが多いのかと。お迎えにまで来られる方は少ないです。

○松本委員

ということは、ある程度利用者が限定されてきているということですか。今後あまり増えないってことじゃないかな。

○吉富教育長

どうぞ、お願いいたします。

○山崎こども未来課係長

利用者は、今のところ、やはり近いところの方が多いかなという状況ではあります。市内を見ていけば、北地区と中央地区から来られているというところですね。あとは市外からも友達同士で来たり、遠方は那珂川市、筑紫野市から来られた方もおられます。その交通手段までは把握してないですが、少しずつ距離的な変化というものも出てきているとは思っております。

○松本委員

分かりました。

○吉富教育長

意外と分かりやすい場所にありますので、どうぞお立ち寄りを一度お願いいたします。ほかにございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○吉富教育長

ありがとうございました。

次に、進めます。(2) 令和2年度卒業証書授与式の開催方法について、梶指導室長、説明をお願いいたします。

○梶教育指導室長

それでは、本日配付しております一枚物、上に「卒業証書授与式および入学式における新型コロナウイルス感染症対応」と書いてあります資料を御覧ください。

入学式、卒業証書授与式を今から御説明いたします内容で執り行ってまいりたいと考えておりますが、入学式につきましてはもうしばらく時間がございますので、感染の拡大状況等を勘案しながら少し変更する可能性がございますことを冒頭に申し上げておきます。

卒業証書授与式については、中学校は3月12日金曜日、小学校は3月17日水曜日に予定をしております。各学校から保護者の方にお知らせを既に出しておるところです。

昨年度は、この資料の一番右に書いておりますような形で実施をしております。バツがついておりますところは、次第等からも全て外したものを示しております。

それでは、今年度の形式を説明させていただきます。昨年度と変えたところを中心に御説明をさせていただきます。

まず来賓ですが、昨年度は来賓は一切入れないと、なしということで進めておりましたけれども、今年度につきましては「外部」である行政のほうから1名、それから「内部」のPTA会長という位置づけにいたしまして1名とし、来賓は2名までに限定をさせていただくことにしております。

それから保護者につきましては、現状は昨年度と同様1名としておりますが、緊急事態宣言が解かれた折には2名までとします。最大2名までということですが、体育館の広さと児童・生徒の人数等の関係から、保護者の方に制限の御協力をお願いしている学校もございます。

次第についてですが、2番、国歌につきましては本来斉唱するべきところですが、歌の入った音源を使いまして、静聴でという形で対応させていただきたいと思っております。

それから、卒業証書の授与、校長式辞、教育委員会祝辞、来賓祝辞のところが昨年度と異なってまいります。卒業証書授与につきましては、これも児童・生徒の数によ

りまして、一人一人に渡せる学校、代表生徒のみに渡す学校等の違いが出てまいります。式辞、祝辞等はできるだけ短くお願いしたいということでしております。

それから15番、校歌。校歌斉唱につきましては、どうしても感染リスクが高い、飛沫が飛ぶということは考えられるのですが、文部科学省の通知からも、マスクを着用して適切な間隔を取りなさいという指示もございますので、人生の節目、卒業式の子どもたちの学校の思い出、最後のシーンですので、ぜひ校歌を歌わせてあげたいということで、ここはマスク着用の上で歌ってもよいということにしております。先ほど申し上げた国歌のところは、この校歌をせめて生徒に歌わせてあげたいというところから、国歌のほうは静聴にするということを考えております。

それから、式次第の外になりますが、18番の学級活動については昨年と同様で、通常でしたら学級に保護者の皆様に入ってくださいところですが、密になりますので、御遠慮いただきたいと思っております。

式そのものは、多少幅は持たせておりますが、全体を40分程度ということで、それぐらいの時間で終わるように各学校で準備をしていただくことにしております。

以上です。

○吉富教育長

この後の6番のその他で、卒業証書授与式についての出席をお願いすることになりますが、その関係で、もう少し詳しく説明を求められる方がありましたら、どうぞ。

高木委員、お願いいたします。

○高木委員

当然、マスクをしていくと思うんですが、我々もですね。式場にいるときは距離がありますけど外してもいいんですか。それともマスクをしたままですか。

○梶教育指導室長

マスクをしたままお話をさせていただこうかと。

○高木委員

マスクしたまま、祝辞を述べる。はい、分かりました。

○吉富教育長

いいでしょうか。

○高木委員

聞き取りにくいかなという気もするんですけどね。

○梶教育指導室長

それは少し検討をさせていただいてもよろしいでしょうか。確かに、委員おっしゃるとおり、ステージの上から生徒までの距離はかなり空いておりますので、関係者と協議をさせていただきます。

○高木委員

そうでしょう。確か、音楽活動をしたときにいろいろな学校に行ったんですけど、5メートルあればいいということをおっしゃったんですよ。それで、マスクでは聞きづらかなと。はい、ではお願いします。

○吉富教育長

検討の結果は必ずお知らせいたします。よろしく願いいたします。

[その他]

- (1) 教育長の業務報告（1月～2月分）
- (2) 令和2年度卒業証書授与式の御案内
- (3) 教育委員会の主な行事・業務の予定（3月分）

○吉富教育長

では、これをもちまして2月定例教育委員会を閉会いたします。

午前11時00分 閉会